

細 則

第 一 章 入 会 ・ 退 会

(会員資格の審査)

第1条 理事会は、会社と協議の上会員資格審査委員会を設置する。

2. 会員資格審査委員会の委員長、委員は正会員、会社役員及び学識経験者の中から理事会に諮問し会社が選任委嘱する。
3. 理事会及び会社は、新規会員、会員資格の譲受人から入会の申込又は登録会員の登録・変更の申込があった場合及び相続人から入会の申込又は法人会員から記名者変更の申込があった場合は、会員資格審査委員会に諮った上で、当該申込の承認の可否を決するものとする。

(入会手続)

第2条 倶楽部に入会しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載し、会員2名の推薦、紹介を得て申込みことを要する。

2. 会則第12条による会員資格の譲受人は、第6条第2項の譲渡承認書を添付するほか、会員資格保証預託金証書(以下「預託金証書」という。)を呈示しなければならない。

(預託金証書)

第3条 会社は、会員が定められた預託金全額を完納した時から1カ月以内に預託金証書を発行し、会員に交付する。

(年齢制限)

第4条 原則として20才以上の者とする。但し、理事会及び会社が認める場合はこの限りでない。

(定数)

第5条 会員の定数は、理事会に諮問し会社が定める。

(会員権の譲渡)

第6条 会則第12条により会員資格を譲渡しようとする者は、所定の用紙(譲渡承認願い)を提出し、当該譲渡につき理事会及び会社の承認を得なければならない。

2. 理事会及び会社は、前項の承認をしたときは譲渡人に譲渡承認書を交付することとする。
3. 会員資格の譲受人は、所定の名義書替料を会社に支払った時に会員となり、倶楽部の会員となる。
4. 譲受人は、譲渡人の権利義務を承継する。

(会員権の承継)

第7条 会則第13条に定める相続による会員資格承継の申出は、相続開始後1年以内に行わなければならない。

2. 相続による承継を行わない場合、相続人は会則第12条の規定に従い、譲渡人として被相続人が有していた会員資格を他に譲渡することができる。
3. 前項の譲渡は相続開始後1年以内に行わなければならない。
4. 相続による承継、または第2項の譲渡がなされない場合、又は相続人においてこれを行わない旨を会社に申出た場合は、被相続人が死亡したときに会員資格を失ったものとし、その相続人は預託金返還請求権及び被相続人の死亡時における年会費等の債務のみを相続する。
5. 死亡した会員の相続人が複数人あるときは、それら相続人の同意をもって選任された相続人1名に限り、前各項の規定を適用する。理事会及び会社は、預託金証書を添えて前各項の手続をなした者をもって、各相続人の同意をもって選任された相続人とみなす。

(名義書替料)

第8条 名義書替料、登録会員の登録料は別に定める通りとし、これを変更する場合は、理事会に諮問し会社が定める。

(年会費・利用料金等)

第9条 年会費、利用料金等は別に定める通りとし、これを変更する場合は、理事会に諮問し会社が定める

(退会手続)

第10条 倶楽部を退会しようとする者は、預託金証書を添え預託金返還請求書兼退会届を提出し、理事会及び会社の承認を得なければならない。

2. 前項において、寿会員にあつては退会届のみを提出する。

(届出義務)

第11条 会員は、次の事項について遅滞なく会社に届出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地の変更があつたとき。
- (2) 商号の変更があつたとき。
- (3) 法人会員で代表者の変更があつたとき。
- (4) 会社に届出している印鑑を変更したとき。
- (5) その他必要事項。

第 二 章 役 員

(キャプテン)

第12条 キャプテンは、理事の中から理事長が選任する。

2. キャプテンは、分科委員会相互の調整統括をはかり、必要と認めた場合は委員長会議を招集し議長となる。

(名誉会長等)

第13条 理事会の決議により会社の合意の下に、名誉会長、相談役及び顧問若干名をおくことができる。これらは理事会に出席し、その意見を述べることができる。

第 三 章 分 科 委 員 会

(分科委員会の委員)

第14条 分科委員会の委員長、副委員長及び委員は正会員の中から、理事会の承認により理事長が選任する。

2. 分科委員会は、委員長を含み8名以内で構成する。但し競技委員会については委員長を含み12名以内で構成する。
3. 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任または兼任を妨げない。
4. 分科委員会の委員長、副委員長及び委員はいずれも名誉職とする。但し職務のために要した実費の支出は妨げない。

(分科委員会の開催)

第15条 分科委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(分科委員会の決議)

第16条 分科委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは委員長がこれを決する。

2. 分科委員会の決議は、理事会及び会社の承認を得てその効力を生じる。

(行為の制限)

第17条 分科委員会は、理事会及び会社の同意なくして義務負担の行為をすることはできない。

(担当事項)

第18条 分科委員会の種類及び担当事項は、次の通りとする。

- (1) コース委員会

コースに関する維持管理並びに改良に関する事項。

- (2) 競技委員会

J・G・A競技規則に定められた委員としての任務の執行、競技日程、競技規則、ローカルルールの制定等に関する事項。

- (3) ハンディキャップ委員会

会員のハンディキャップの決定変更に関する事項。

(4) 総務委員会

倶楽部ハウス及び所属建物、並びにその設備に関する事項。

キャディの掌握並びに指導訓練に関する事項。

エチケットの制定、実行に関する事項。

会員相互の親睦及び会報の発行に関する事項。

(プロフェッショナル)

第19条 倶楽部にプロフェッショナルをおくことができる。プロフェッショナルの任免は、理事会に諮問し会社が行う。

2. プロフェッショナルは、理事長及び会社の指揮の下に諮問に当たり、倶楽部運営に協力する。

第 四 章 設 備 の 利 用

(休場日)

第20条 会社は、倶楽部の運営上必要な場合には休場日を設定することができる。

休場日を設定する場合は、あらかじめ倶楽部に掲示する。

(営業時間)

第21条 ハウスの開館閉館は季節等により会社が定めるものとする。

(臨時休場等)

第22条 コース委員長は、コースの保全のため必要と認めるときは、理事会と協議の上、臨時休場または一部使用中止を求めることができる。

第 五 章 そ の 他

(免責)

第23条 倶楽部内における会員又はゲストの所有物の紛失、あるいは毀損について、倶楽部はその責に任じない。

(営業行為等の禁止)

第24条 会員及びゲストは倶楽部内において、営業に関する行為あるいは、その広告もしくは掲示等を行うことはできない。但し、理事会の承認を得たときはこの限りでない。

(金品授受の禁止)

第25条 会員及びゲストは、直接この倶楽部の従業員及びキャディに対し、心付として金品を与えることはできない。

(競技)

第26条 競技は、J・G・Aが制定した規則及びこの倶楽部競技規則に準拠して行うものとする。

第六章 附 則

(変更)

第27条 この細則の変更は、理事会に諮問の上会社がこれを行う。解釈上の疑義についても同様とする。

(施行日)

第28条 この細則は、昭和63年12月20日より施行する。

2. 平成元年1月23日付一部改正施行する。
3. 平成3年2月25日付一部改正施行する。
4. 平成7年4月29日付一部改正施行する。
5. 平成12年5月8日付一部改正施行する。
6. 平成12年10月2日付一部改正施行する。
7. 平成21年4月1日付一部改正施行する。
8. 平成23年11月2日付一部改正施行する。
9. 令和3年10月1日付一部改正施行する。

以上